

# 「サークル活動援助金」

## の申請が始まります



申請期間：2007年6月18日～7月9日

申請方法：名南病院は事務部小岩、ふれあい・かたらいは組織部瀬戸に申請用紙を請求して下さい。または中川診久野まで連絡を。申請用紙受理後、審査を経て援助金を給付します。

申請用紙は6月12日より用意します。

サークル援助金の規定が変更されました！

援助金が現行1件（1団体）一律1万円から

⇒ 組合員1人につき3,000円 に増額されました！

※但し、1団体の上限は5万円まで

例) 構成員15名、組合員対象者14名、組合員13名（組合員比率92%）の  
サークル → 13名×3,000円=39,000円

支給の審査基準も以下の通り変更されました。

【申請対象となるサークル・団体の条件】

- ① 規約を持っていること
- ② 1年以上の活動実績があること（申請時に活動状況を報告）
- ③ 会費徴収を行っていること
- ④ 構成員が5名以上いること。かつその内で組合員比率（組合に入れないものは算式から除く）が9割以上であること

名南会労働組合

